

「てくポ」地域活動参加ポイント登録ガイドライン

1. 基本的な考え方

「てくポ」(以下「本制度」という)は、八王子市内在住の60歳以上の方を対象に、スマートフォンアプリを使って、「歩く」、「バランスよく食べる」、「ボランティアをする」等、脳や体にいい活動をしてポイントを貯めることで、高齢者が「無理なく」「楽しく」「いつまでも」自分の力で健康を守るための取り組みです。

本ガイドラインは、本制度のポイント付与活動のうち、地域活動参加にかかるポイント付与について、安全に実施されることを目的として制定するものです。

2. ポイント付与対象団体の登録基準

本制度の地域活動参加ポイントの付与対象団体として登録するためには、次の要件を満たしている必要があります。

- (1)市が指定する地域活動団体であること(別表「ポイント付与対象地域活動一覧」参照)
- (2)ポイント付与時のスマートフォン操作を把握し、基本的な支援を行えること

3. 登録の手続き

本制度の対象となる地域参加ポイント付与対象団体として登録するためには、2の基準を満たすか確認のうえ、「てくポ地域活動参加ポイント付与対象団体登録(変更・取消し)届出書」(別紙1)を提出してください。申請受付後、基準を満たしているかの審査をした後、ポイント付与対象団体として登録・決定します。(審査には日数を要する場合があります。)

なお、登録・決定後に団体情報を変更する場合は、事前に連絡のうえ、速やかに別紙1を提出してください。

4. ポイント付与

(1)ポイント付与方法

ポイント付与対象団体に貸与する QR コードを使用し、ポイントを付与します。詳細は「てくポ地域活動参加ポイント付与ガイド」(別紙2)をご確認ください。なお、ポイント付与の条件は例外を除き、ポイント付与対象活動を行った当日中に QR コードを読み取ることができる場合に限りです。

(2)ポイント付与対象

ポイント付与対象者及び活動内容は地域活動種別毎に異なります。詳細は別表をご確認ください。

(3)付与ポイント数

1回 10 ポイント(月 5 回まで)

5. ポイント付与対象団体の公開方法

ポイント付与対象団体として登録・決定した後、八王子市ホームページ等でポイント付与対象団体を公開します。

6. 運営について

- (1)ポイント付与のための QR コードは管理方法を定め、適切に取り扱うこと
- (2)QR コードの目的外利用は行わないこと(不正防止に努めること)
- (3)上記のほか、登録手続き時の注意事項及び別紙2「てくポ地域活動参加ポイント付与ガイド」
にのっとり運営すること

ポイント付与対象地域活動一覧

※ポイント付与の条件は例外を除き、ポイント付与対象活動を行った当日中に QR コードを読み取ることができる場合に限りです。

	地域活動名	ポイント付与対象活動（※）	ポイント付与対象者
1	ふれあい・いきいきサロン、自主サロン登録団体	・高齢者サロンの開催 (開催準備を含む)	・活動スタッフ ・サロン参加者
2	住民主体による介護予防・生活支援サービス事業登録団体	・生活支援サービス ・通いの場、多様な活動 ・その他当事業の目的に沿った活動	・活動スタッフ ・通いの場等、一般住民参加型活動の場合はその参加者
3	地域主体による助け合い・社会参加応援事業登録団体	・助け合い活動(生活支援サービス) ・社会参加を応援する活動 ・その他当事業の目的に沿った活動	・活動スタッフ ・通いの場等、一般住民参加型活動の場合はその参加者
4	はちおうじミライ応援団参加団体 (八王子市地域子ども支援事業登録団体)	・地域食堂、居場所、無料塾、フードバンクの運営(開催準備を含む)	・活動スタッフ
5	配食サービス団体 (八王子市高齢者ボランティア・ポイント制度の受入機関として登録がある団体のみ)	・配食サービスにかかる一連の活動	・活動スタッフ